

厚岸町規則第20号

厚岸町職員住居手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員住居手当支給規則の一部を改正する規則

厚岸町職員住居手当支給規則（昭和46年厚岸町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ウ中「で条例第8条第1項の規定による届出がされているものその他これに準ずる者として町長が定める者」を削る。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長において住居の実情を認定することができる場合には、同項の規定による届出を要しない。

第4条第1項中「ならない」を「ならない。前条第2項に規定する場合においても、同様とする」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。